

令和6年度 第2回 旭川市環境審議会 会議録

日 時	令和6年11月18日（月） 午後1時30分～午後3時	
場 所	旭川市総合庁舎7階 大会議室B（旭川市7条通9丁目）	
出席者	委 員	13名（敬称略：順不同） 青木委員，上田委員，薄井委員，篠原委員，多々納委員，張委員， 内藤委員，藤倉委員，本田委員，宮越委員，山田（敦）委員， 山田（智）委員，渡邊委員
	事務局 （市側）	18名 環境部（太田部長，松野郷次長，澤渡次長） 環境総務課（安富ゼロカーボンシティ担当課長，佐藤主幹， 中川補佐，高田主査） 環境総務課環境総務係（坂田主査，高橋，笠原） 廃棄物政策課（佐藤課長） 廃棄物処理課（尾藤課長） 廃棄物処理課近文清掃工場（菅原工場長） 廃棄物処理課廃棄物処分場（齋藤所長） 環境指導課（沖村課長，佐藤補佐，細川補佐） クリーンセンター（大竹所長）
会議の公開・ 非公開の別	公開	
傍聴者	0名	
議 事	(1) 審議事項 ・環境部 令和7年度事業について (2) 報告事項 ・旭川市環境白書の発行 (3) その他	
会議資料	<配付資料> ・資料1 環境部 令和7年度事業について ・旭川市環境白書 令和6年度版（2024年度版）（本編）	

議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	委員13人が出席により開催基準に達している旨報告。
2 議事 (1)審議事項 ・環境部令和7年度事業について	会長	議事(1)審議事項の「環境部 令和7年度事業」について事務局から説明願う。
	事務局	(資料1により説明。また、予算編成等の状況によっては変更があることを説明)
	委員	資料「地球温暖化対策の推進」に温室効果ガスの排出量算定に係る Scope1, 2, 3の記載があるが、具体的に説明してもらいたい。
	事務局	動物園で例えて説明すると、Scope3は動物園に餌の搬入や廃棄物などを搬出する際に使用する車の燃料などの上流と下流で発生するもの、Scope2は園内で使用している電気の生産時に発生するもの、Scope1は動物園が所有する自動車の燃料や灯油等の燃料の燃焼で排出される温室効果ガスのことである。
	委員	それは、動物園内だけでなく、一般的に定義されているのか。
	事務局	そのとおりである。市役所で説明すると公用車の燃料は Scope1、市役所で使用する電気やガスは Scope2。市役所との取引等で発生する温室効果ガスは Scope3と分けられる。
	委員	今年度もかなりの数のアライグマが捕獲されている。アライグマは凶暴で住宅や物置小屋などにも住み着いていると聞が、生息数は把握しているのか。
	事務局	アライグマの生息数の把握は難しく、正確に把握できている自治体は全国でもないと思われる。生息数の把握は今後の課題と考えている。 専門機関では、エリアや期間を絞り捕獲し、そこから生息数を推計できないか研究している。 農業被害なども生じているので、今後も積極的な対応・捕獲に努めていく。
	委員	令和7年10月に(仮称)旭川市リサイクルセンターが完成するが、完成後、現在使用しているリサイクルプラザはどうするのか。
	事務局	令和7年10月以降のリサイクルプラザの活用方法は現時点では決まっていない。今の建物をそのまま活用できないか検討している。 また、将来的には隣接している近文清掃工場の建替えの候補地と

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>して考えている。</p> <p>野焼きや個人の焼却炉で廃棄物の処分はできないはずだが、住宅に焼却炉が設置されているのを見掛ける。市として指導はできないのか。</p> <p>設置許可の無い焼却炉での野外焼却は法律で禁止されている。ただ、禁止されているのは焼却行為のため、焼却設備の設置だけでは指導が難しい。不法焼却を見掛けた場合は環境指導課へ連絡いただきたい。</p> <p>海外で外来種であるウサギの駆除に、ウサギだけが感染するウイルスを使用した事例や虫の個体数を減らすため遺伝子組み換えの虫を放つ実験の話聞いたことがある。アライグマも捕獲以外の手段で駆除する方法や研究は把握していないのか。</p> <p>そのような研究については把握していないが、仮にウイルスや遺伝子組み換えなどの手法を用いる場合は、他の生物や環境に影響がないか、慎重に検討する必要がある。</p> <p>奄美大島のマングースの件もあるので慎重に検討して欲しい。捕獲したアライグマの皮革などの2次利用は考えていないのか。</p> <p>アライグマだけでなく捕獲した動物の有効活用については、捕獲率向上にも繋がるため、北海道の取組等について情報収集を行いながら、研究していきたい。</p> <p>これまで発言された意見を踏まえて、次年度の事業を進めてもらうことで、審議会として了承してほしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>(2)報告事項 ・環境白書の発行</p>	<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p>	<p>続いて、報告事項の「旭川市環境白書の発行」について事務局より説明願う。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>何か意見などはあるか。</p> <p>以前の審議会でも用語解説についての意見があったが、今回の白書についても巻末に用語解説が掲載されており大変分かりやすい。</p>

(3)その他	会長	その他について事務局からあるか。
	事務局	ありません。
	会長	全体で意見や質問等あるか。
	委員	資料1で風力発電等の再生可能エネルギーのゾーニング調査を行うと説明があった。風が少ない旭川市でどのような再生可能エネルギーを促進したいと計画しているのか。
	事務局	現時点では調査段階である。 他の自治体では、乱立する発電施設の管理・把握ができず、地元 に利益が反映されないという事例があると聞いている。そうならない よう、計画的にゾーニングを進めていきたい。
	委員	電力の共同購入については、市が主体となって実施するのか。
	事務局	資料1に記載のとおり、事業者である。 市は、事業者と連携することになる。共同購入を希望する事業者 もこのプロジェクトを利用することが可能である。
	委員	環境に配慮する人材の育成として、次世代を担う小・中学生の学び や話題の発端となるようなホームページなどがあれば環境学習を更 に推進できると考える。
	会長	市の負担を極力抑えながら、学びの入り口となる環境の整備を検 討してもらいたい。
	会長	他に発言はあるか
委員	(なし)	
4 閉会	会長	本日の議事は以上とし、事務局に交代する。
	事務局	以上で、本日の審議会を終了する。